

## 鑑定結果等の還元スキーム(案)

建築関係訴訟委員会を通じて推薦を行った事案について鑑定人から鑑定書が提出されたり、事件が終局した場合は、基本的には次の経路をたどり鑑定結果等を還元していくものとする。

1 事件が終局したときは、推薦を受けた裁判所は建築関係訴訟委員会事務局(最高裁判所民事局)に対し、終局結果を報告するとともに、提出された鑑定書と判決書等の各写しを送付する。

2 建築関係訴訟委員会事務局が前記1の報告又は送付を受けたときは、社団法人日本建築学会(司法支援建築会議)等に対し、

1) 終局結果を通知する(和解で終局した場合は、特段の支障がない限りその概要を含む)。

2) 特段の支障がない限り、鑑定書写し(判決によって終局した場合は、判決書写しも)から事務局用控えを作成した上、写しを送付する(ただし、書類が膨大であるなど控えの作成に困難を生ずる場合には、協議の上鑑定書写し等を貸与するなどの取扱いをするものとする。 )。